

船橋市議会議員

(38歳)

みつはし

三橋さぶろう



2017年2月6日発行

議会活動報告

手話言語条例の制定

1月27日に、「船橋市聴覚障害者協会」が主催する学習会に参加し、『手話言語法』について学んでまいりました。

手話は手指や身体の動き、表情等を使い視覚的に表現する言語です。聴覚障害者（ろう者）は手話を言語としてコミュニケーションを図りお互いの気持ちを理解するため使っています。そして手話は情報交換するための重要な言語（ツール）です。

しかし、過去には学校で手話を使うことが禁止されていたこともあったそうです。社会では手話を使っていることで誤解や偏見、差別を受けることもあったそうです。現在でも聴覚障害者（ろう者）は手話を知らない人と意思疎通が困難なため、必要な情報を得ることができず、不便であったり不安を大きく感じています。また、手話を使うことが保障されていない場合もあり、不自由な生活を強いられることもあります。

こういった背景から近年、都道府県や市町村で手話言語条例を制定し、手話を言語と位置づけ手話の認知と理解を広め、普及を図る動きがあります。一般財団法人 全日本ろうあ連盟のホームページによりますと、平成29年1月19日時点で9の県、56の市、8の町、合計で

三橋さぶろう プロフィール

- 1978年 長野県木島平生まれ(38歳)
- 2002年 中央大学商学部卒業
株式会社カネボウ
江東区健康スポーツ公社
- 2008年 衆議院議員 野田佳彦秘書
- 2011年 衆議院議員 若井康彦公設秘書
- 2015年 船橋市議会議員選挙 当選
・文教委員会 ・広報委員会 ・民進党会
- 特 技: クロスカントリースキー
1998年長野オリンピックボランティアスタッフ
2002年ソルトレイクシティ・パラリンピック日本代表コーチ
- 家族:妻、息子(4歳)

(前面から)

73の自治体で手話言語条例が成立しているそうです。
各自治体の条例は主に以下の5つが施策に盛り込まれています。

- 1、手話を学ぶ機会の確保
- 2、学校における手話の普及
- 3、手話通訳者等の確保、養成
- 4、手話を使いやすい環境整備
- 5、事業者への支援

この手話言語条例は千葉県では昨年(平成26年)の6月21日に「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が県議会で全会一致により可決・成立しています。しかし、船橋市議会では平成26年第2回定例会で「手話言語法制定を求める意見書提出に関する陳情」が全会一致で採択され、国に意見書が出されていますが、手話言語条例の制定には至っていません。

私は過去に障害者スキー連盟でコーチをしていました。その中で聴覚障害者(ろう者)にも手話を使いながらスキーを指導した経験があります。このとき感じたのは、もっと多くの人に手話を理解してもらう必要がある。手話が社会に広がれば、ろう者はもっと社会参加できるし、様々な分野で活躍できると感じました。

手話や聴覚障害者(ろう者)への理解を広げるためにも、政党や会派を超えて連携し、船橋市に手話言語条例の制定のため活動してまいります。

船橋市議会が始まります。

今月の17日(金)から3月28日(火)まで、平成29年第1回定例会が開かれます。会議日程や議案等については市議会ホームページをご覧ください。市議会はインターネットでも中継されています。

ご意見やご要望をお寄せください。

〒274-0063 船橋市習志野台4-10-12 (新京成線習志野駅から徒歩4分)

電話：047-402-2810 FAX：050-3488-3190

E-mail：funabashi@mituhashisaburo.jp

HP：<http://mituhashisaburo.jp>

三橋さぶろう まで

事務所にお越しの場合は、あらかじめご連絡いただくと助かります。